

情報公開制度	区分		件数		
	開示請求	29年度	28年度	増減	
	開示	58	41	17	
	部分開示	14	11	3	
	不開示	3	3	0	
任意的開示	開示	164	28	136	
	部分開示	71	20	51	
	不開示	12	34	-22	
	審査請求	0	0	0	

個人情報保護制度	区分		件数		
	開示請求	29年度	28年度	増減	
	開示	111	112	-1	
	部分開示	3	11	-8	
	不開示	4	5	-1	
	審査請求	0	0	0	
	個人情報取り扱い事務の届け出 (特定個人情報取り扱い事務件数)	757 (41)	756 (41)	1 (-)	

**平成29年度
開示状況等の報告**
総務課
☎0276-47-1815

平成29年度の開示状況等を公表します。
情報公開制度は公正で開かれた市政の運営を確保するため、市の持っている行

政情報の公開を求める権利を市民に保障する制度です。個人情報保護制度は市民のプライバシーを保護し、信頼される市政を推進するため、市が行う個人情報の取扱事務について必要なルールを定め、自分の情報を見たり正しく改めたりする権利を保障する制度です。


後納制度とは、納め忘れの国民年金保険料を過去5年分まで納めることができる制度です。納めることで将来の年金額を増やすこと

**国民年金保険料の
後納制度は9月30
日で終了します**
太田年金事務所
☎0276-49-3716
ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004

ができ、受給資格がない人は資格を得られる場合もあります。
後納制度の利用希望者は太田年金事務所に申し込みをして納付書を発行し、9月30日までに納付してください。
※納付書の発行には数日かかります。
※すでに老齢基礎年金を受給している人は対象外です。

住宅リフォーム支援事業補助金の申請受付終了のお知らせ

皆さまのご好評を得て申請期限前ですが、予算に達したため受け付けを終了しました。



建築住宅課
(住宅リフォーム支援事業専用電話)
☎0276-47-1955

公用車の車体広告を募集します
管財課
☎0276-47-1822

公用車(軽自動車)への広告を募集します。宣伝効果抜群の動く広告塔を使って、あなたの会社をイメージアップしてみませんか。

広告基準
●公共性およびその品位を損なう恐れがない
●風俗営業などの規制および業務の適性化などに関する法律の適用を受ける業種に該当しない
●政治活動、宗教活動、意見広告および個人宣伝に係るものでない
●公の秩序または善良な風俗に反しない
●「太田市庁用自動車車体利用広告デザイン審査基準」に適合している

掲載箇所 車体の両側面
募集台数 軽自動車2台(超えた場合は抽選)
※広告掲載は9月下旬から1年間の予定です。
掲載方法 ラッピング(特殊なフィルムでの貼り付け)

市県民税特別徴収7月分

●納期限：8月10日(金)
期限内納入をお願いします。

※期限内に納入がない場合、納める日までの日数に応じ、延滞金がかかります(1000円未満の場合はかかりません)。
※特別徴収の内容に変更がある場合は「給与所得者の異動届出書」を速やかに提出してください。

納税課 ☎0276-47-1936



広告掲載料(1台年額)6万円
※デザイン料や広告制作料は別途、申込者の負担です。
申し込み 8月1日(水)〜31日(金)に直接、管財課(市役所3階)へ

選挙出前授業受けてみた

トモコ ミキオ

選挙管理委員会 ☎0276-47-1111

高校1年生のミキオ君、来週の時間割に「選挙出前授業」という見慣れない文字を見つけました。隣の席の物知りなトモコさんに聞いてみました。

トモコ なんでも選挙管理委員会事務局というところから講師の人が来て、選挙のことをいろいろ教えてくれるらしいわ。
ミキオ 選挙かあ、なんだか難しそう。
トモコ だからこそ学ばんじやない。私は楽しみよ。

選挙出前授業当日

先生 今日は選挙管理委員会事務局からオカベさんが来てくれました。
オカベ よろしくお願ひします。皆さん、選挙って、いったい何でしょう。なんとなくイメージはできると思いますが(ペラペラ)。
ミキオ (思ったより簡単な言葉で説明してくれて分かりやすいな。パワーポイントのスライドショーを使って大きなスクリーンに図が出るから飽きないし)
オカベ ではここで、選挙にまつわるクイズで頭を休めましょう。明日使える選挙雑学や豆知識を楽しんでください。第1問、次のうち選挙カーとして使える乗り物はどれでしょう。
1. 大型バス
2. オープンカー
3. ヨット
ミキオ よく分からないけど、2のオープンカー！
オカベ 正解は、3のヨットです。
ミキオ ええー！

オカベ 選挙カーとして使用できるのは、乗車定員が10人以下の自動車です。またボディの一部が開いていたり屋根が取り外せるものは使用できません。一方、船の使用には制限がなく、クルーザーやボートも使用できます。
ミキオ そうなんだあ、面白いな。
オカベ では第2問(ペラペラ)。
トモコ (ただ話を聞いているだけではなく、クイズも織り交ぜて生徒たちをひきつけているのね)
オカベ 選挙についていろいろ詳しくなってきた皆さん、次は実際に投票を体験してみましょう。架空の選挙の候補者を選んで投票してもらいます。まずは各候補者がどんな政策を掲げているのかを知るために、これから政見放送を放映します。皆さんなら誰に投票したいか、考えながら見てください。
ミキオ (わっ、政見放送まで放映するんだ、本格的だなあ)
オカベ では皆さん、この投票箱と記載台は実際の選挙で使われているものです。記載台で候補者の名前を書いて、投票箱に入れてください。
トモコ (投票所でやることをそのまま体験できるのね、貴重だわ)

オカベ 皆さん、出前授業いかがでしたか。自分の思いを託す候補者を選び、投票所に行って投票すること自体は難しいことではありませんが、そのことが持つ意味は非常に大きなものです。家に帰ったら、家族の皆さんに今日の授業のこと、選挙が大切なことを、ぜひ話してみてください。

選挙出前授業終了後

ミキオ 盛りだくさんの内容で楽しかった。選挙って敷居が高い印象を持っていたけど、今日実際に投票してみたら意外と簡単で、身近に感じられたよ。
トモコ そうね。投票の行為自体は簡単で、それほど面倒ではないわ。でもオカベさんが話してくれたとおり、そこに込められた意味は大きい。選挙権、大切にしましょうね。
ミキオ そうだね。他の学校に通っている友達にも選挙出前授業、受けてもらいたいな。
トモコ その学校の時間割や予定もあるでしょうから、まずはその友達から先生にお願いしてみるのがいいわね。そして先生から選挙管理委員会事務局に申し込むの。すると、先生と選挙管理委員会事務局で日程などを決めてくれるわ。ただし、選挙が近い時期はその準備で引き受けられないこともあるらしいので注意が必要ね。
ミキオ 選挙時期は選挙管理委員会事務局も大忙しなんだね。

※次回、政治家って寄付しちゃういけないの？